

## 日本不整脈心電学会認定 CDR 制度 認定更新に関する規則

### （目的）

第1条 本規則は、一般社団法人日本不整脈心電学会（以下、「本学会」という）による CDR 認定につき、CDR の資質を維持することを目的に定める。

### （認定期間）

第2条 CDR の認定期間は 5 年間とし、初回認定は、認定された日の年に 5 年を加えた年の 12 月 31 日までとする。

2 IBHRE 検定試験の合格者で CDR の認定申請をしなかったものが時期を遅れて申請する場合、認定期間は CDR に認定された日から米国不整脈学会関連団体が実施する IBHRE (International Board of Heart Rhythm Examiner) 検定試験（以下、「IBHRE 検定試験」）合格年より 5 年後の 12 月 31 日までとする。

### （認定更新）

第3条 CDR 認定者で更新を希望するものは、JHRS-CDR 認定試験もしくは IBHRE 検定試験合格年（IBHRE 検定試験合格者の場合は認定された時期によらない）より 5 年ごとに更新を行わなければならない。

### （認定更新手続き）

第4条 CDR 認定者で更新を希望するものは、申請期日までに所定の手続きを行わなければならない。

2 申請期日、申請方法等は、本学会ホームページ上に掲載する。

### （認定更新料）

第5条 CDR 認定の更新料は 10,000 円とし、納入された認定更新料はいかなる場合も返却しない。

### （対象者）

第6条 CDR 認定更新の対象者は、認定期間を通じて次の（1）～（2）のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- （1）本学会の会員（会費を完納している A 会員もしくは C 会員）で、かつ一般社団法人日本 CDR センターに加盟している企業の勤務者であること。
- （2）本学会の会員（会費を完納している A 会員もしくは C 会員）で、かつ医療機関に勤務する国家医療有資格者（医師、臨床工学技士、臨床検査技師、看護師、診療放射線技師等）であること。

(認定更新要件)

第7条 CDR 認定を更新するためには、所定の単位を取得することを原則とするが、諸般の事情により必要な単位を取得できなかったものは、JHRS-CDR 認定試験受験もしくは IBHRE 検定試験のために必要な講習会を修了のうえ、同試験に合格することでも可とする。

2 単位取得により更新する場合は、認定期間中に次①～⑰に定める講習会や学術大会・分科会への参加・発表、論文発表によって認定更新単位 を 50 単位取得しなければならない。ただし、①は認定有効期限満了年の受講が必須であり、②と③においては、認定期間中にどちらか1つの受講を必須とする。ただし、医療機関従事者で国家医療有資格者は 40 単位で更新を可能とする。

① 日本 CDR センターの業界指定講習：10 単位

※認定有効期限満了年の講習を受講する必要がある。

※医療機関従事者で国家医療有資格者において受講は任意とする。

② 本学会の心臓ペースメーカー技士養成のためのセミナー：10 単位

※5 年間に複数回の受講は可能であるが、1 年間で 10 単位のみ取得可能、5 年間で 20 単位まで取得可能。

③ 日本臨床工学技士会の不整脈治療関連指定講習会：10 単位

※5 年間に複数回の受講は可能であるが、1 年間で 10 単位のみ取得可能、5 年間で 20 単位まで取得可能。

④ 本学会年次学術大会への参加：10 単位

⑤ 本学会年次学術大会での発表（筆頭演者に限る）：10 単位

⑥ 植込みデバイス関連大会への参加：10 単位

⑦ 植込みデバイス関連大会での発表（筆頭演者に限る）：10 単位

⑧ カテーテルアブレーション関連大会公開研究会への参加：10 単位

⑨ 本学会年次学術大会もしくは植込みデバイス関連大会において、本委員会が指定するセッションの受講：5 単位

※5 年間に複数回の受講は可能であるが、5 年間で 10 単位まで取得可能。

⑩ カテーテルアブレーション関連大会公開研究会での発表（筆頭演者に限る）：10 単位

⑪ 心電学関連大会への参加：10 単位

⑫ 心電学関連大会での発表（筆頭演者に限る）：10 単位

⑬ 本学会地方会への参加：5 単位

⑭ 本学会地方会での発表（筆頭演者に限る）：10 単位

⑮ 論文発表（和文・英文を問わないが、Peer-review を採用している Journal に限る）（筆頭著者）：20 単位

⑯ 論文発表（和文・英文を問わないが、Peer-review を採用している Journal に限る）（共著者）：10 単位

⑰ その他、本学会が単位取得に相応しいと認めた研究会等：2 単位

- 2 本条第 1 項⑤⑦⑩⑫⑭に定める発表については、発表形式（口述発表・ポスター発表）を問わない。
- 3 取得単位のうち本条第 1 項①の受講を必須とするが、医療機関従事者で国家医療有資格者は任意とする。
- 4 取得単位のうち本条第 1 項②か③、どちらか 1 つの受講を必須とする。
- 5 取得単位のうち 10 単位は、本学会年次学術大会または植込みデバイス関連大会への参加によって取得しなければならない。

（認定更新期間の延長）

第8条 認定更新期間の延長を希望するものは、認定期間の延長審査を申請し、本委員会の認定更新審査部会がやむを得ない事情と判断した場合に限り、1 年を限度として延長することができる。

- 2 延長期間中に更新手続きを行わない場合は、延長期間満了をもって認定を喪失する。
- 3 延長期間満了後の認定期間は 5 年とする。

（改廃）

第 9 条 本規則の改廃は、本委員会で決するものとし、理事会へ報告する。

附則

本規則は、2025 年 7 月 14 日より施行する。